

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	●知事                      ○市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/mynumber/dokujiriyu.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/mynumber/dokujiriyu.html</a>

執行機関名 静岡県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1の1の項 静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	静岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1 静岡県知事は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間である36月の経過後も、卒業までの間、継続して在籍する生徒の授業料に充てるものとして、予算の範囲内で、静岡県私立高等学校等学び直し支援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則及びこの要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		静岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 静岡県私立高等学校等学び直し支援金実施要領